

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第23号

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年茅ヶ崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6, 618」を「7, 285」に、「8, 283」を「8, 850」に、「9, 795」を「10, 263」に、「10, 923」を「11, 248」に、「11, 718」を「11, 918」に、「12, 438」を「12, 590」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5, 568」を「6, 110」に、「6, 470」を「6, 965」に、「7, 038」を「7, 385」に、「8, 093」を「8, 320」に、「8, 950」を「9, 063」に、「9, 398」を「9, 508」に改める。

第2条 茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第1号に該当する扶養親族については334円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（学校医等に第1号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち1人については334円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（学校医等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち1人については300円）」を「第1号に該当する扶養親族については1人につき434円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第12条第2項第2号中「81, 290円」を「85, 490円」に改め、同項第4号中「40, 600円」を「42, 700円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「10, 263」を「10, 768」に、「11, 248」を「11, 963」に、「11, 918」を「12, 625」に、「12, 590」を「13, 098」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「

「6, 965」を「7, 045」に、「7, 385」を「7, 505」に、「8, 320」を「8, 623」に、「9, 063」を「9, 270」に、「9, 508」を「9, 620」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の第3条第3項及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 施行日から令和8年3月31日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものについての第2条の規定による改正後の第3条第3項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「434円」とあるのは「384円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については100円を、それぞれ」とする。
- 5 第2条の規定による改正後の第12条第2項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。